

○米子市下水道事業運営審議会条例

平成17年12月26日 条例第242号

米子市下水道事業運営審議会条例

(設置)

第1条 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第14条の規定に基づき、米子市下水道事業運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 下水道事業の計画に関すること。
- (2) 公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、下水道事業の運営に関し管理者が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 本市の公共下水道及び農業集落排水施設の利用者
- (4) 前3号に掲げるもののほか、管理者が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長1人を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 前項の規定にかかわらず、委員の委嘱後初めての会議は、管理者が招集する。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

4 審議会の議事は、会議に出席している委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 前項の場合において、議長は、委員として議決に加わることができない。

(関係者の出席等)

第6条 審議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議への出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年10月2日 条例第25号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月30日 条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の米子市下水道使用料等審議会条例第3条第2項の規定により委嘱された米子市下水道使用料等審議会の委員である者は、この条例の施行の日、この条例による改正後の米子市下水道事業運営審議会条例（以下「改正後の条例」という。）第3条第2項の規定により米子市下水道事業運営審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該米子市下水道事業運営審議会の委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、同日から次項の規定により米子市下水道事業運営審議会にされた諮問とみなされる諮問に係る審議が終了する日までとする。
- 3 この条例の施行前に米子市下水道使用料等審議会にされた諮問でこの条例の施行の際当該諮問に対する答申がされていないものは、米子市下水道事業運営審議会にされた諮問とみなす。
(米子市下水道事業運営審議会の委員の任期の特例)
- 4 この条例の施行の日以後最初に委嘱される米子市下水道事業運営審議会の委員（附則第2項の規定により米子市下水道事業運営審議会の委員に委嘱されたものとみなされる者を除く。）の任期は、改正後の条例第3条第3項の規定にかかわらず、当該委嘱の日から令和6年3月31日までとする。

附 則（令和7年3月7日条例第1号抄）

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(米子市下水道事業運営審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

第7条 この条例の施行の際現に第17条の規定による改正前の米子市下水道事業運営審議会条例（以下この条において「旧条例」という。）第3条第2項の規定により委嘱された米子市下水道事業運営審議会の委員である者は、施行日に、第17条の規定による改正後の米子市下水道事業運営審議会条例第3条第2項の規定により米子市下水道事業運営審議会の委員に委嘱されたものとみなす。この場合において、当該米子市下水道事業運営審議会の委員に委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条第3項の規定にかかわらず、施行日における旧条例第3条第2項の規定により委嘱された米子市下水道事業運営審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

諮 問 書

米子市下水道事業運営審議会条例第2条の規定に基づき、今後の本市の公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系について、諮問します。

令和7年5月16日

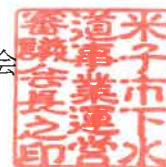
米子市下水道事業運営審議会 会長 深田 美香 様

米子市上下水道事業管理者

上下水道局長 下 関 浩 次

令和5年11月9日

米子市長 伊 木 隆 司 様

米子市下水道事業運営審議会
会長 深 田 美 香

米子市公共下水道及び農業集落排水施設の使用料に係る料金水準及び料金体系について（答申）

令和5年7月20日付けで諮問された標記の件について、慎重に審議を行った結果、次のとおり結論を得ましたので答申いたします。

記

1 使用料水準及び体系

公共下水道使用料及び農業集落排水施設使用料については、令和8年度までの間は、料金水準、料金体系とも現行どおりとすること。

2 使用料算定期間等

使用料算定期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とする。

使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは、予測の確実性を失うことになる。このため、令和9年度以降の使用料については、適時適切にその時期を逸することなく改定を検討すべきである。

3 附帯意見

当審議会は、米子市の下水道事業の使用料改定について、慎重に審議した結果、全委員一致で、料金水準、料金体系とも現行どおりとする結論に至った。

令和3年度の使用料改定の後、市においても経営改善の努力がなされ、一定の効果が出ていられると思われる。引き続き経営改善を行い、財政の健全化に努めることを期待して今回の結論とすることから、次の事項を要望する。

(1) 普及促進に向けた努力

下水道事業においては、使用者の増加が収益の確保につながることから、水洗化率の向上を強力に推進する必要がある。特に公共下水道の供用を新規に開始する区域においては、受益者負担金のほか、宅内配管工事経費の個人負担が生じるため、事前に広報や説明会開催等による下水道への接続勧奨を徹底し、水洗化率の向上に努めること。

(2) 経営の合理化・効率化に向けた取組の強化

人口減少社会の進展や下水道施設の老朽化など、下水道事業を取り巻く環境の変化を念頭に置きながら、下水道事業が、必要な住民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、引き続き使用料の徴収率向上に努めるほか、適切な公費負担のあり方の検証や、建設改良事業においては国費の確保に努めるなど、収入の安定を図ること。また、統廃合を含めた施設のあり方の検討や業務の実施体制の見直しなど、経営の合理化・効率化に向けた取組を更に推進すること。

(3) 生活排水対策方針の見直しに当たっての市の努力義務

平成31年2月に策定した「米子市の生活排水対策方針」では、令和8年度末までは、汚水処理人口普及率95%を目標として、公共下水道整備と合併処理浄化槽の普及により汚水処理施設の早期概成を目指すこととしている。一方、令和9年度以降については、概成後の国庫補助制度や現在の合併処理浄化槽の普及状況を踏まえ、生活排水対策を、公共下水道の新規整備を主体としたものから、合併処理浄化槽の普及促進を主体としたものへ移行するとして、市は今後、排水対策方針の見直しを進める考えである。

方針の見直しに当たっては、環境衛生の向上、都市の健全な発達への寄与及び公共用水域の水質保全という生活排水対策の役割の重要性を踏まえ、法令で定める水質基準を、引き続き満たすための方策を講じること。また、公共下水道整備済の地域と、合併処理浄化槽により排水対策を行う地域の間において、負担と受益の公平性を担保し、かつ、排水対策の効果が早期に発現できるような方針を策定すること。

(4) 中長期の投資財政見通しを踏まえた計画的な事業運営

令和9年度以降については、公共下水道の新規整備は縮小する方針であるが、その一方で、既存施設は改築・更新の時期を迎えている。今後の投資事業は、施設の改築・更新が主体となるが、投資事業の実施に当たっては、中長期的な視点に立ち、将来の財政負担を明らかにするとともに、機能集約などの効果的な改築・更新を行うことで投資額の抑制に努めること。下水道事業は永続的な事業であることを念頭に置き、必要な投資と財政負担とのバランスを取りながら投資計画を立てること。

財政計画については、人口減少や超高齢化社会の進展等の社会情勢が大きく変化する中での収益確保の視点を持ちつつも、過大な使用者負担とならないよう使用料で負担すべき経費を厳密に精査したうえで、適正な税負担、補助金等の確保、計画的な借入などを駆使し、安定的な経営計画を立てること。

(5) 広報活動の充実

下水道事業は、独立採算制の原則により運営しており、その健全経営のためには使用者負担である汚水処理費については下水道使用者の理解と協力が、また、公費負担である雨水処理費については市民の理解と協力が不可欠である。そのために、市は、下水道施設の状況及び下水道事業の経営状況等について、また、今後の施設の改築・更新や地震や豪雨などの災害時における水処理のあり方など事業運営全般についても、適宜適切に市の広報などを通じて市民に情報提供し、広報活動の充実に努めること。

(6) 新たな課題への対応

SDGs や脱炭素社会の推進など、将来の安定的で継続的な社会のために必要な取組を事業者として認識するとともに、既存の概念に捉われることなく、広域化・共同化や民間ノウハウの活用などの新たな施策について、その有効性を検証した上で積極的に取り入れること。そのためには、多様な意見を受け入れる柔軟性を備えた組織体制作りに努め、目まぐるしく変化する社会状況に適切に対応できるような人材の育成に努めること。

答申の考え方

1 下水道事業（公共下水道事業及び農業集落排水事業）の現状

米子市の公共下水道事業は、昭和44年の事業開始から50年以上が経過し、事業開始当初から整備した区域は、施設の大規模修繕や更新の時期を迎えている。また、人口減少や超高齢化社会の進展等の社会情勢が大きく変化する中で、使用料収入の大幅な増収は期待できず、市は、平成31年2月に策定した「米子市の生活排水対策方針」を見直すことを決定した。

一方、農業集落排水事業は、既に整備は完了しているが、公共下水道事業と同様に、事業開始当初に整備した処理施設は、大規模修繕や施設更新の時期を迎えている。処理施設は公共下水道に比べて小規模分散型のため、公共下水道に比べて効率的な経営が難しく、使用料などの収益だけで維持管理費などの経費を賄えず、財政基盤は脆弱である。

2 使用料に対する考え方

令和元年度の使用料審議会では、下水道事業が平成30年4月に地方公営企業会計へ移行したことを受けて、経営状況及び今後の収支見込を改めて検討し、独立採算制の原則から、使用料算定期間の各年度における単年度収支の黒字化を前提として、平均改定率を15%とする答申を行った。この答申において、今後の使用料改定については、「令和5年度に再度審議会を開催し、適時適切にその時期を逸することなく検討するべきである。」とされた。

今後の下水道事業の収支見通しとして、収益的収支については、令和6年度を除いて当面は黒字を計上する見通しである。令和6年度の赤字については、下水道終末処理場等の運転維持管理業務が包括的民間委託に移行したことにより費用が増加した反面、維持管理費に係る一般会計からの繰入金が前々年度の実績に基づいて行われるため、増加前の費用で算定され繰り入れていることに起因する。したがって、時間の経過とともに解消されるものであるため、使用料水準及び体系との関連はない。また、資本的収支については、改築・更新需要の高まりなどにより、令和8年度末には資本的収支の補てん財源不足額が発生する見込みである。しかしながら、この不足額については、前回の平均15%の値上げにより留保している内部財源で賄うこととしている。これは、内部財源が前回の値上げによる使用者負担から生まれたものであるため、新たな値上げでの対応となれば、使用者に対し二重の負担を負わせることとなることから、使用料の改定ではなく、内部留保の取崩しにより不足額を補うものであり、内部留保が有る状況においては、当該方法による対処が相当と考える。

以上のような状況を鑑みると、現行の使用料水準及び体系は妥当と考える。なお、今後の収支の状況により、使用料の改定も含めた適切な収支均衡を図るための対策を行うこと。

3 使用料算定期間

算定期間については、下水道使用料は、公共料金としてできるだけ安定性を保つことが望まれる反面、余りに長期にわたってその期間を設定することは予測の確実性を失うことになる。このため、今回の使用料の算定期間は、令和6年度から令和8年度までの3か年とし、今後の使用料については、令和7年度以降の適切な時期に見直しを検討すべきである。

4 使用料水準及び体系

使用料算定期間内の各年度においては、従来からの経営改善の効果が一定程度発現され、令和6年度を除いては各年度純利益を計上する見込みであり、使用料に係る料金水準及び料金体系については妥当であると判断し、現行どおりとする。

米子市下水道事業運営審議会委員名簿

(敬称略：順不同)

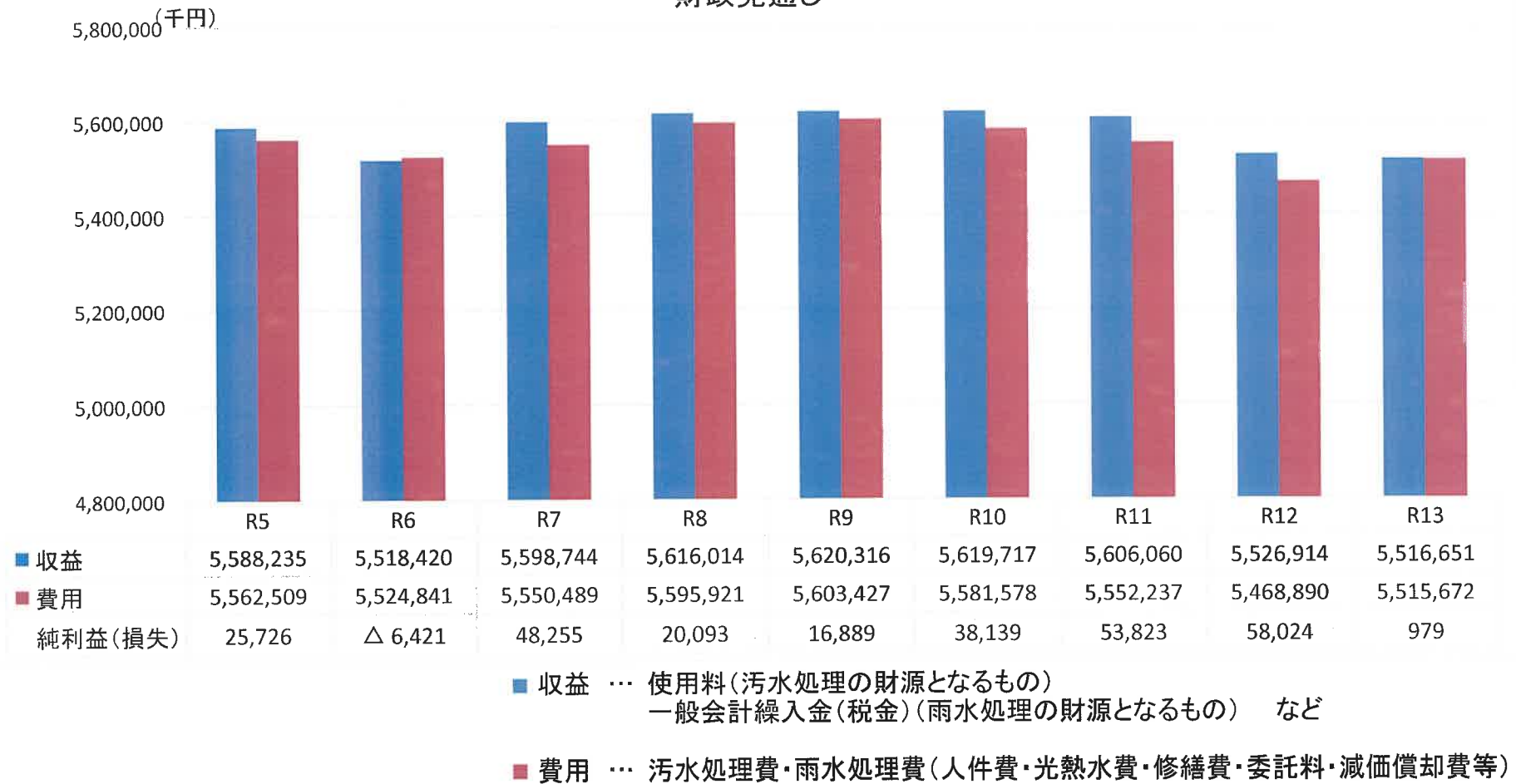
	氏 名	所 属 等 (委 嘱 時)
会 長	深 田 美 香	鳥取大学医学部保健学科教授
副会長	福 本 一 宇	皆生温泉旅館組合理事
委 員	鷺 見 涉	日本公認会計士協会中国会山陰部会
同	生 田 貴 一	米子商工会議所青年部副会長
同	河 本 六 美	米子市連合婦人会会長
同	稲 田 陽 子	公共下水道使用者
同	松 田 美 保 子	農業集落排水使用者
同	先 灘 達 也	未整備地区住民
同	徳 岡 広 昭	公募委員

審議経過

	開催日及び会場	審議内容等
第1回	令和5年7月20日 米子市下水道部内浜処理場	・ 諮問 ・ 使用料と改定の経過について ・ 下水道事業の経営状況について
第2回	令和5年10月30日 米子市下水道部内浜処理場	・ 下水道事業の長期財政計画について ・ 答申案について ・ 令和5年度下水道事業の決算状況について

下水道事業会計
財政見通し

附属資料1



【参考】

附属資料2

使用料体系の変遷(平成以降)

※使用料は税抜き

条例制定・改正日	H5.3.26	H7.12.9	H18.12.25	H25.7.3	H25.12.25(消費税率8%)	H31.3.28(消費税率10%)	R3.7.15
条例施行日	H5.4.1	H8.4.1	H19.4.1	H25.10.1	H26.4.1	R1.10.1	R3.8.1
基本水量 A	10㎡	10㎡	10㎡	8㎡	8㎡	8㎡	8㎡
基本使用料 B	670円	800円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,270円
基本使用料単価 B/A (C)	67円/㎡	80円/㎡	110円/㎡	137.5円/㎡	137.5円/㎡	137.5円/㎡	158.8円/㎡
超過使用料の区分	5段階	6段階	6段階	7段階	7段階	7段階	7段階
最低単価 D	90円/㎡	108円/㎡	120円/㎡	132円/㎡	132円/㎡	132円/㎡	154円/㎡
最高単価 E	200円/㎡	241円/㎡	260円/㎡	275円/㎡	275円/㎡	275円/㎡	313円/㎡
D/C	134.3%	135.0%	109.1%	96.0%	96.0%	96.0%	97.0%
累進度 E/C	298.5%	301.3%	236.4%	200.0%	200.0%	200.0%	197.1%
E/D	222.2%	223.1%	216.7%	208.3%	208.3%	208.3%	203.2%
浴場汚水等 F	55円/㎡	65円/㎡	70円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	77円/㎡	88円/㎡
F/C	82.1%	81.3%	63.6%	56.0%	56.0%	56.0%	55.4%

具体的使用料の体系 ※1か月税抜き

基本料金		10㎡まで	670円	10㎡まで		800円	10㎡まで		1100円	8㎡まで		1100円	8㎡まで		1100円	8㎡まで		1100円	8㎡まで		1270円
超過使用料 (従量料金)	～20㎡	90円／㎡	～20㎡	108円／㎡	～20㎡	120円／㎡	～20㎡	132円／㎡	～20㎡	132円／㎡	～20㎡	132円／㎡	～20㎡	132円／㎡	～20㎡	132円／㎡	～20㎡	132円／㎡	～20㎡	154円／㎡	
	～50㎡	116円／㎡	～50㎡	140円／㎡	～50㎡	154円／㎡	～50㎡	171円／㎡	～50㎡	171円／㎡	～50㎡	171円／㎡	～50㎡	171円／㎡	～50㎡	171円／㎡	～50㎡	171円／㎡	～50㎡	198円／㎡	
	～100㎡	152円／㎡	～100㎡	183円／㎡	～100㎡	200円／㎡	～100㎡	223円／㎡	～100㎡	223円／㎡	～100㎡	223円／㎡	～100㎡	223円／㎡	～100㎡	223円／㎡	～100㎡	223円／㎡	～100㎡	258円／㎡	
	～1000㎡	183円／㎡	～500㎡	218円／㎡	～500㎡	236円／㎡	～250㎡	242円／㎡	～250㎡	242円／㎡	～250㎡	242円／㎡	～250㎡	242円／㎡	～250㎡	242円／㎡	～250㎡	242円／㎡	～250㎡	278円／㎡	
			～1000㎡	226円／㎡	～1000㎡	244円／㎡	～500㎡	260円／㎡	～500㎡	260円／㎡	～500㎡	260円／㎡	～500㎡	260円／㎡	～500㎡	260円／㎡	～500㎡	260円／㎡	～500㎡	297円／㎡	
	1000㎡超	200円／㎡	1000㎡超	241円／㎡	1000㎡超	260円／㎡	～1000㎡	270円／㎡	～1000㎡	270円／㎡	～1000㎡	270円／㎡	～1000㎡	270円／㎡	～1000㎡	270円／㎡	～1000㎡	270円／㎡	～1000㎡	270円／㎡	308円／㎡
							1000㎡超	275円／㎡	1000㎡超	275円／㎡	1000㎡超	275円／㎡	1000㎡超	275円／㎡	1000㎡超	275円／㎡	1000㎡超	275円／㎡	1000㎡超	313円／㎡	
浴場汚水	55円／㎡		65円／㎡		70円／㎡		77円／㎡		77円／㎡		77円／㎡		77円／㎡		77円／㎡		77円／㎡		88円／㎡		
温泉汚水	55円／㎡		65円／㎡		70円／㎡		77円／㎡		77円／㎡		77円／㎡		77円／㎡		77円／㎡		77円／㎡		88円／㎡		

平均改定率	28.7%	18.0%	15.0%	10.0%	消費税率の引き上げ	消費税率の引き上げ	15.2%
改定理由等	独立採算制を目指すべくところ、使用料回収率が42%から45%程度であることから値上げすることとした。 汚水資本費のうち私費負担すべきとされる部分の34%を算入することとした。	独立採算制を目指すべくところ、使用料回収率が50%程度であることから値上げすることとした。 汚水資本費のうち私費負担とされる部分の37.8%を算入することとした。(H12年度目標50%) 1000㎡までの区分のうち500㎡以下の使用者が9割であることを考慮して500㎡の区分を新設した。	市・町合併による料金統一を図るとともに、経営安定化のために料金水準の適正化を図った。 汚水資本費のうち私費負担すべきものについて全額算入が原則だが、資本費平準化債等により、緩和を図った。	累積赤字を放置すれば後年の使用者負担が増し、世代間の不公平となる。赤字を一般会計繰入金で賄えば、使用者でない市民の税金を投入することとなる上、一般会計の財政硬直を招く。独立採算の観点から、赤字解消を前提とした改定率とする。 上水道に合わせ基本使用料を8㎡とする。区分を増やすことで単価間格差を縮め、影響の大きい大口の累進度を引き下げた。	消費税率5%→8%に付随する改定。 【比較】 1か月20㎡使用時(税込み) 5% 2,818円 8% 2,898円	消費税率8%→10%に付随する改定。 【比較】 1か月20㎡使用時(税込み) 8% 2,898円 10% 2,952円	人口減少や超高齢化社会の到来等社会情勢の変化で使用料収入の大幅増が期待できないことや、一般会計繰入金の減少などにより、使用料を現行のまま据え置くと近い将来に資金不足が発生する。 独立採算制の原則から、使用料算定期間の各年度における単年度収支の黒字化を前提とした改定率とする。

公共下水道及び農業集落排水施設使用料料金改定について

料金改定の経過

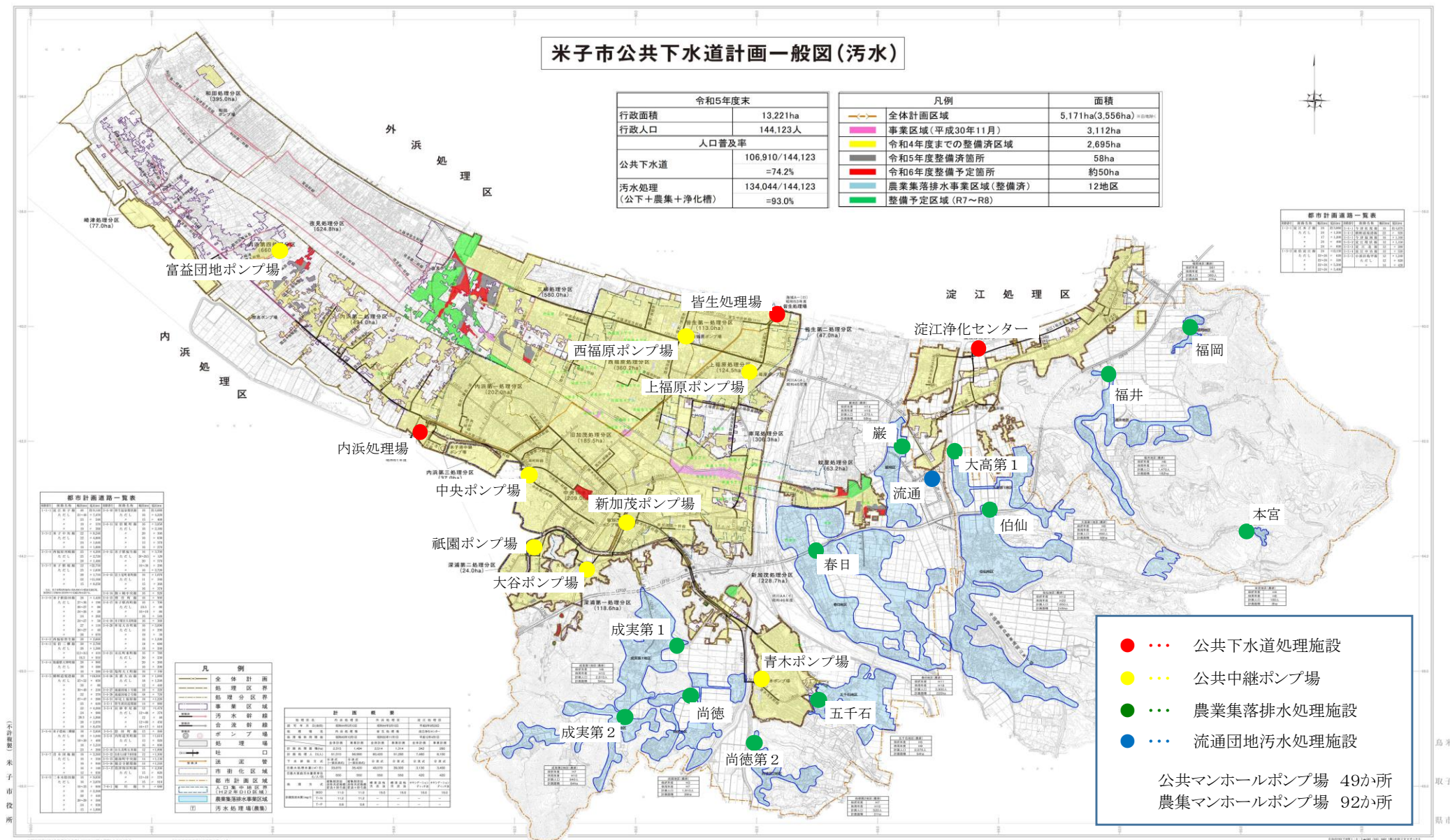
改定経過等		答申及び改定内容
平成9年度	H9.4.1 消費税率改定	消費税率引上げ(3%→5%)に付随する改定。
平成18年度	公共下水道等使用料審議会開催	〔答申〕 ・公共下水道と農業集落排水施設使用料は合併協定を踏まえ料金体系を統一すべき。 ・長年の使用料据え置き、厳しい財政事情により、使用料改定は避けられない。
平成19年度	H19.4.1 料金改定	・旧米子市・旧淀江町で異なる料金体系を統一。 (旧米子市の業集落排水施設使用料を除く。) ・平均改定率15.0%
平成21年度	公共下水道等使用料審議会開催	〔答申〕 ・経営努力による赤字解消、妥当な範囲内の料金水準により、 <u>料金水準及び料金体系とも現行どおりとする。</u> ・農業集落排水施設使用料は平成24年度には下水道使用料との料金統一すべき。
平成24年度	H24.4.1 料金体系統一	・旧米子市の農業集落排水施設使用料の料金体系を統一。
平成24年度 ～ 平成25年度	公共下水道等使用料審議会開催	・〔答申〕 累積赤字が増大する見込みで、経営健全化のために使用料改定の実施はやむを得ない。
平成25年度	H25.10.1 料金改定	・平均改定率10.0% ・基本使用料を8㎡へ。100㎡から500㎡の区分に250㎡を新設。
平成26年度	H26.4.1 消費税率改定	消費税率引上げ(5%→8%)に付随する改定。
令和元年度	R1.10.1 消費税率改定	消費税率引上げ(8%→10%)に付随する改定。
令和元年度 ～ 令和2年度	公共下水道等使用料審議会開催	〔答申〕 ・使用料を据え置くと近い将来に資金が不足する見込みで、 <u>経営健全化のために使用料改定の実施はやむを得ない。</u>
令和3年度	R3.8.1 料金改正	・平均改定率15.0%
令和5年度	下水道事業運営審議会開催	〔答申〕 ・従来からの経営改善効果が見られるため、 <u>料金水準及び料金体系とも現行どおりとする。</u>

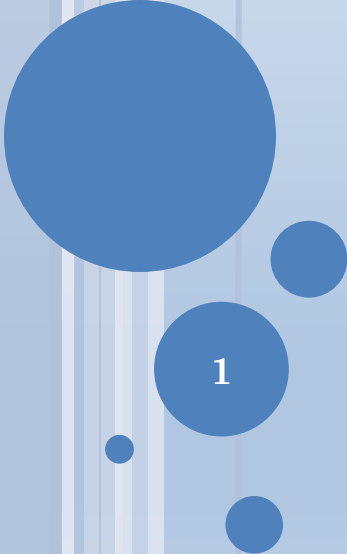
米子市公共下水道計画一般図(汚水)

令和5年度末	
行政面積	13,221ha
行政人口	144,123人
人口普及率	
公共下水道	106,910/144,123 ≒74.2%
汚水処理 (公下+農集+浄化槽)	134,044/144,123 ≒93.0%

凡例	面積
全体計画区域	5,171ha(3,556ha)※日域別
事業区域(平成30年11月)	3,112ha
令和4年度までの整備済区域	2,695ha
令和5年度整備済箇所	58ha
令和6年度整備予定箇所	約50ha
農業集落排水事業区域(整備済)	12地区
整備予定区域(R7～R8)	

都市計画道路一覧表			
路線番号	路線名称	延長(km)	幅員(m)
1	米子市道1号	1.2	12
2	米子市道2号	0.8	10
3	米子市道3号	1.5	12
4	米子市道4号	0.9	10
5	米子市道5号	1.1	12
6	米子市道6号	0.7	10
7	米子市道7号	1.3	12
8	米子市道8号	0.6	10
9	米子市道9号	1.4	12
10	米子市道10号	0.5	10





1 地方公営企業法の適用と 公営企業会計予算の仕組み (3条予算と4条予算)

地方公営企業法適用の意義

公営企業とは：住民生活に身近な社会資本の整備及びサービスの提供を行う主体

公営企業を取り巻く状況の変化と改革の必要性

- 著しい人口減少等による料金収入の減少
- 施設・管路等の老朽化に伴う更新投資の増大
- 国・地方を通じた厳しい財政状況



将来にわたって持続可能な経営を確保するために、
「経営の見える化」による経営基盤の強化が必要

地方公営企業法財務規定等の適用

目的

- 経営状況（損益情報・ストック情報等）の的確な把握等
⇒ 経営効率化、経営改革の推進
⇒ より適切な説明責任

公営企業会計の適用

- 発生主義・複式簿記の採用
- 経営成績（毎年度の利益・損失等フロー情報）・財政状態（資産・負債等ストック情報）の早期把握

予算・資産の弾力的運用

- 業務量の増加に応じた収入の支出への充当
- 資産の運用に係る特例（議会の議決不要）

期待される効果

将来にわたり持続可能な経営基盤の確保のために必要な情報の把握

- | | |
|--------------------------|--------------------------------------|
| ➤ 持続可能なストックマネジメント等の推進 | ➤ 企業間での経営状況の比較 |
| ➤ 適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能に | ➤ 分かりやすい財務情報に基づく
住民や議会によるガバナンスの向上 |
| ➤ 広域化、民間活用等の抜本改革の推進 | ➤ 職員の経営マインドの育成 |

出典：「公営企業会計の適用の更なる推進について」（平成 31 年 1 月 25 日付け総務大臣通知）参考資料

本市下水道事業への地方公営企業法の適用

○ 適用状況

- 平成30年4月1日 地方公営企業法の一部適用
（「長期的に安定した経営を持続していくため、経営の健全性や計画性・透明性の向上を図ることに主眼を置く」ことから、市長部局での組織体制において「財務規定等」を適用）
- 令和7年4月1日 地方公営企業法の全部適用
（事業運営の効率化や災害対応の強化と持続性の確保を図ることを目的とした上下水道事業の統合に伴う組織機構改正により公営企業化）

○ 適用範囲 公共下水道事業及び農業集落排水事業

官庁会計と公営企業会計の特徴

	官庁会計	公営企業会計
予算区分	歳入・歳出のみ	損益取引と資本取引の区分
経理方法	単式簿記： 現金の増減を記載	複式簿記： 取引によって生じる価値の 増減を記録
経理認識	現金主義： 現金の収支があった時 点で収益・費用を記帳	発生主義： 取引の事実が発生した 時点で収益・費用を記帳
資産把握	財産台帳のみ	減価償却管理 時間経過に連れて減少していく 商品等の経済価値を費用とする 資産管理方法
出納整理期間	翌年度5月31日まで	無し

経理認識(発生主義と現金主義)の主な相違点

公営企業会計⇒発生主義

特徴	経済活動の発生という事実に基づき、発生の都度記帳する。
長所	現金支出が伴わない費用（減価償却費、退職給与引当金等）が把握できる。 資産の現状が把握できる。
短所	簿記の知識が必要。

会計帳簿へ反映する時点が異なる。

官庁会計⇒現金主義

特徴	現金の収入及び支出に基づき記帳する。
長所	現金の収支という客観的事実に基づく記帳である。 ⇒公金の適正管理の観点から好ましい。
短所	現金支出を伴わない費用（減価償却費、退職給与引当金等）は把握されない。 資産の現状が把握しにくい。

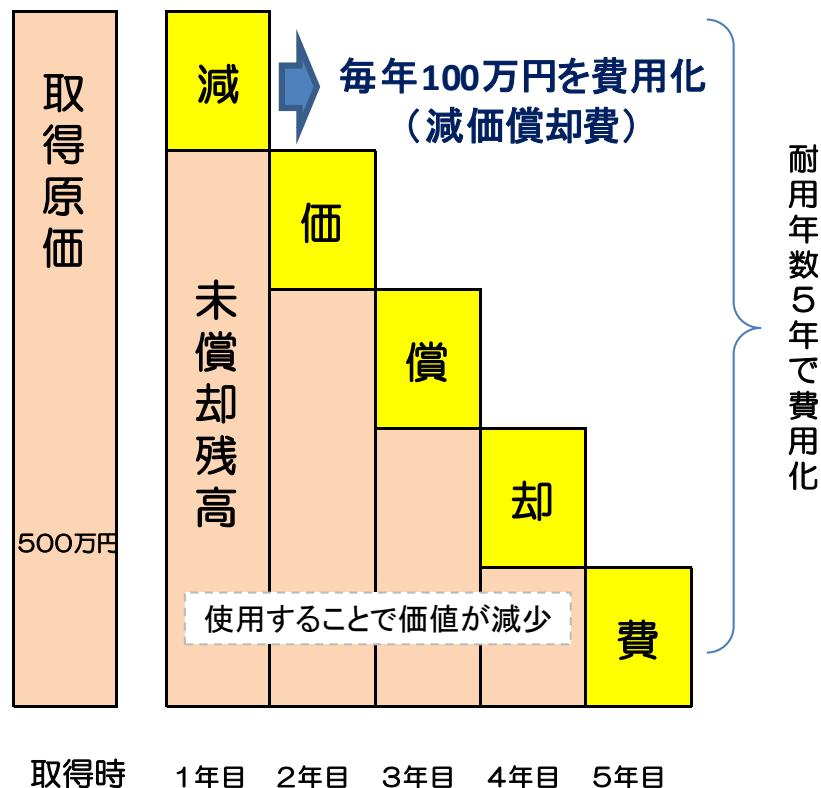
発生主義の例：補助金をもらって機械を取得した場合

減価償却費

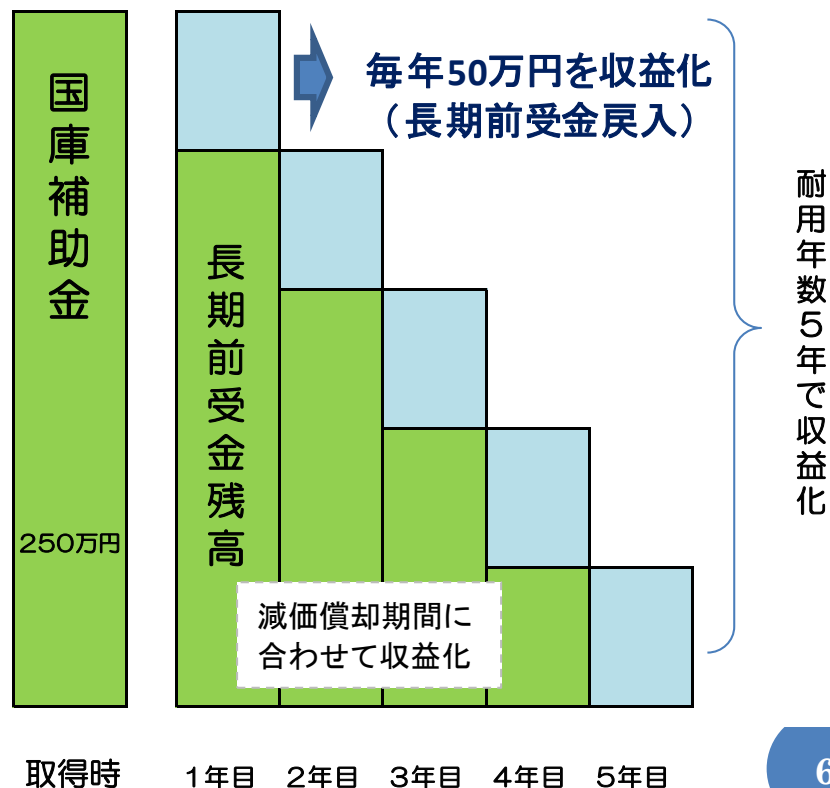


長期前受金戻入

例：有形固定資産（機械 500万円）の減価償却



例：国庫補助金250万円（長期前受金）の戻入



損益取引と資本取引
を区分するもの

【公営企業会計の予算区分】 収益的収支(3条予算)と資本的収支(4条予算)

官庁会計では、一切の収入を歳入、一切の支出を歳出とし、それぞれの合算を差し引きした上で剰余金を計算する。

一方、公営企業会計では、**収益的収支(3条予算)**と**資本的収支(4条予算)**を区分することになる。



収益的収支 (3条予算)

収益的支出とは、支出の結果がその期の費用として処理されるものであり、その期の収入に対応するもの。
つまり、収益的収支は「損益計算書」に反映されることになる。

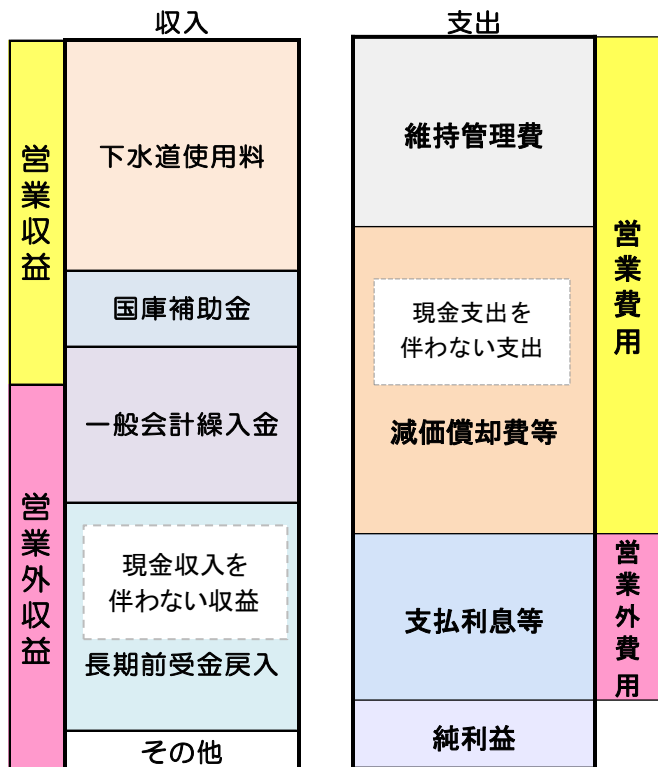
資本的収支 (4条予算)

資本的支出とは、支出の効果が次期以降に及び、将来の収入に対応するもの。
例えば、サービスの継続的提供の基礎となる施設整備への投資（建設改良）であり、「貸借対照表」を直接増減させることになる。

収益的収支（3条予算）と資本的収支（4条予算）との関係

《収益的収支(税抜)》

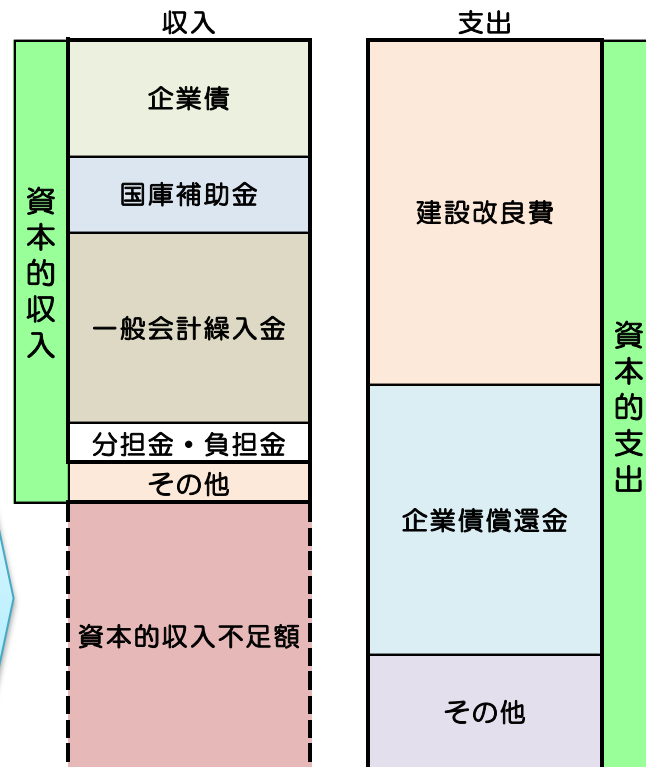
※その期の収入及び支出として処理されるもの



【補てん財源】
損益勘定留保資金
企業内部に蓄えたお金
(減価償却費等と長期前受金戻入の差額)

《資本的収支(税込)》

※支出の効果が時期以降に及び将来の収益に対応するもの



【補てん財源】

資本的収支消費税調整額
繰越利益剰余金

▷▷▷公営企業会計の予算の仕組み

収益的支出で計上された費用は、「減価償却費」など現金支出を伴わない費用が含まれている。



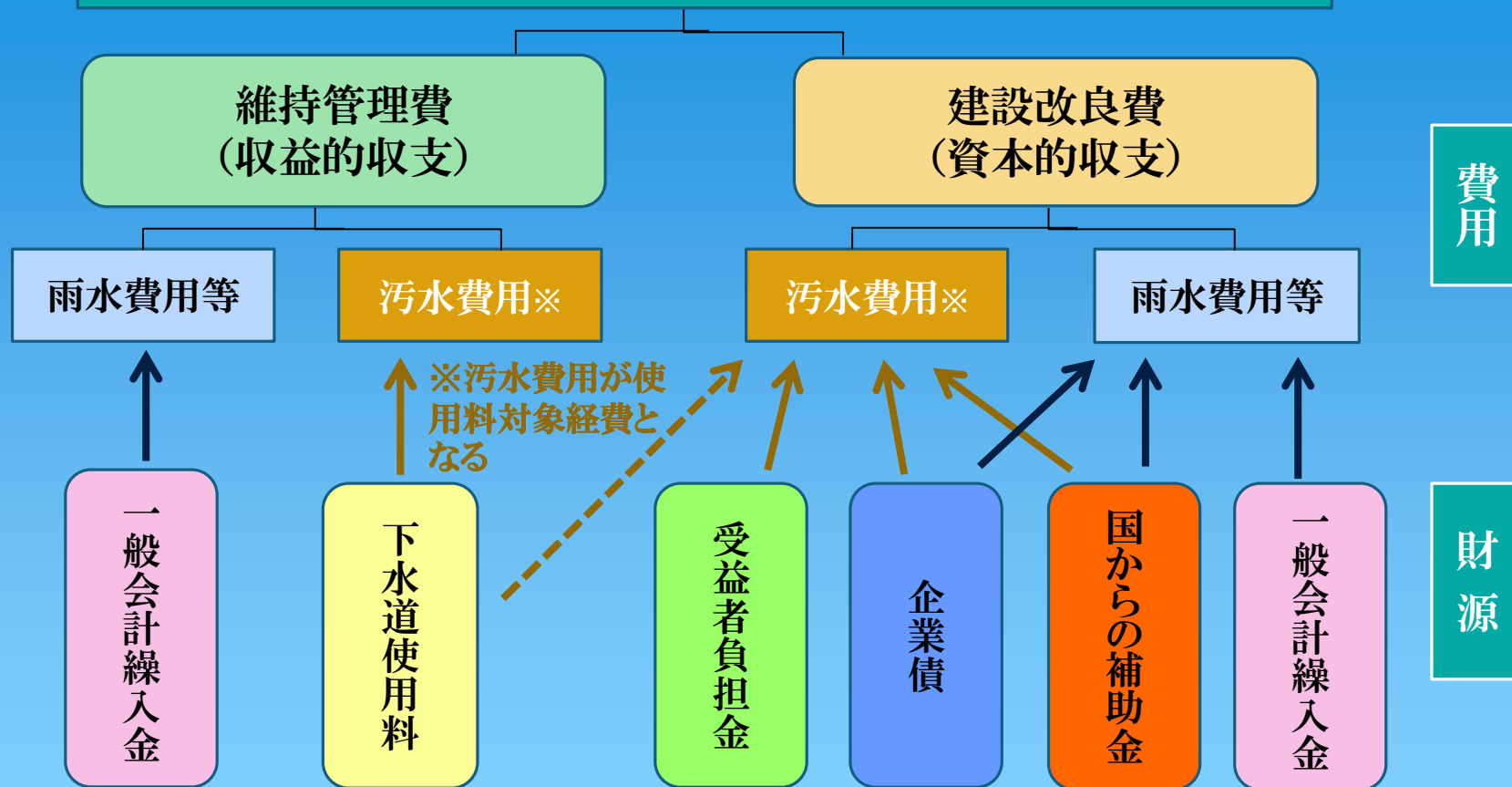
収益的収支（3条予算）の黒字＝「当年度純利益」は、将来に向けた必要な余剰「公共的必要余剰」とされている。

公営企業会計の予算は、
3条予算「黒字」、4条予算「赤字」が基本構造



3条予算の損益勘定留保資金等の補てん財源で
4条予算の不足額（赤字）を補てんする仕組み

下水道事業の財政(イメージ図)



下水道事業費の費用負担の基本的な考え方

汚水私費雨水公費の原則

- 汚水処理費の財源 ... **下水道使用料等**
- 雨水処理費の財源 ... **税金等(一般会計繰入金)**

建設事業費の財源

処理場や下水道管きよを整備するための経費

建設事業費	国庫補助金
	地方債
	受益者負担金



管理運営費

下水道事業の管理運営のための経費

資 本 費

地方債の償還金
(元金と利子)

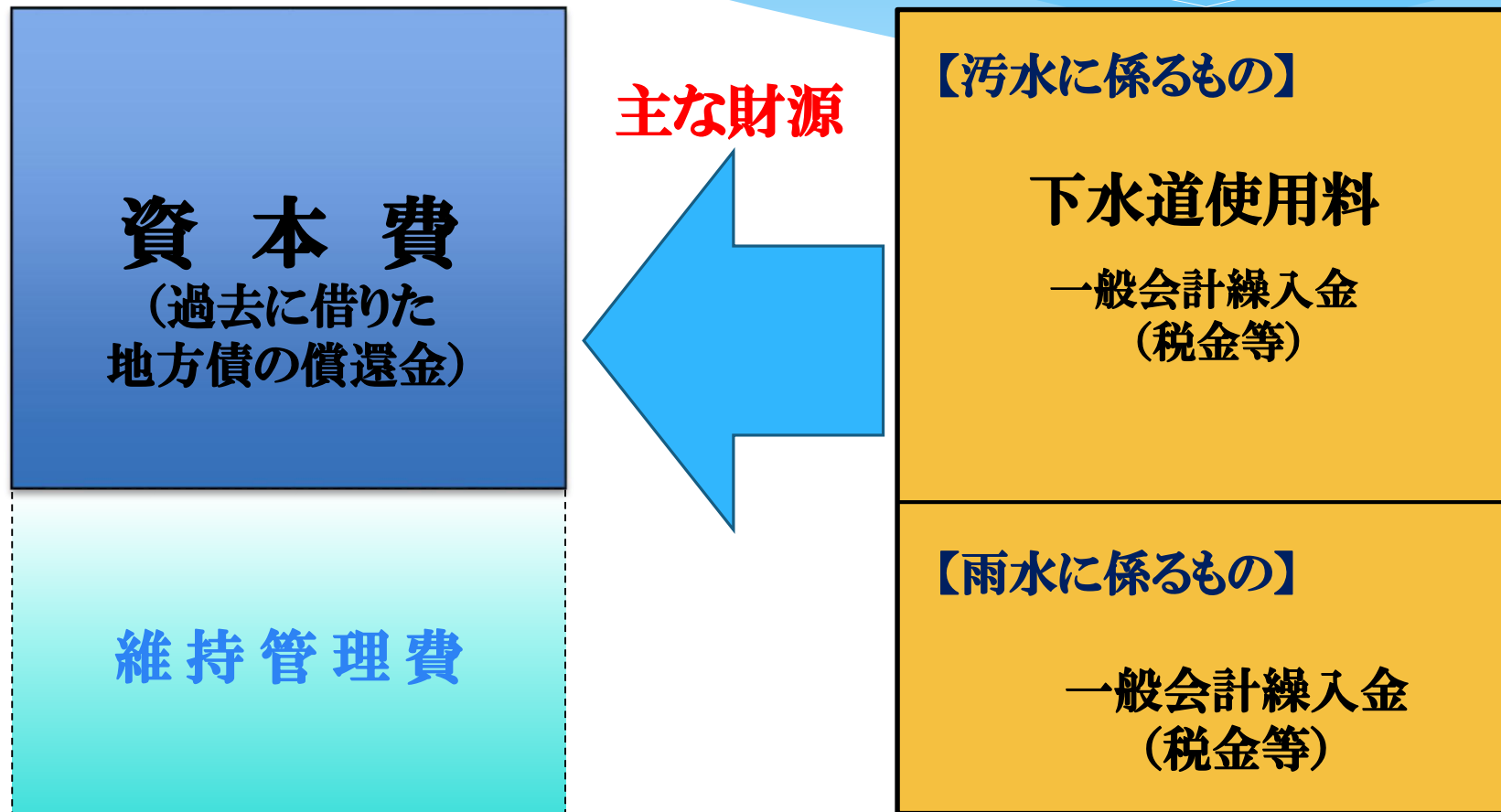


維持管理費

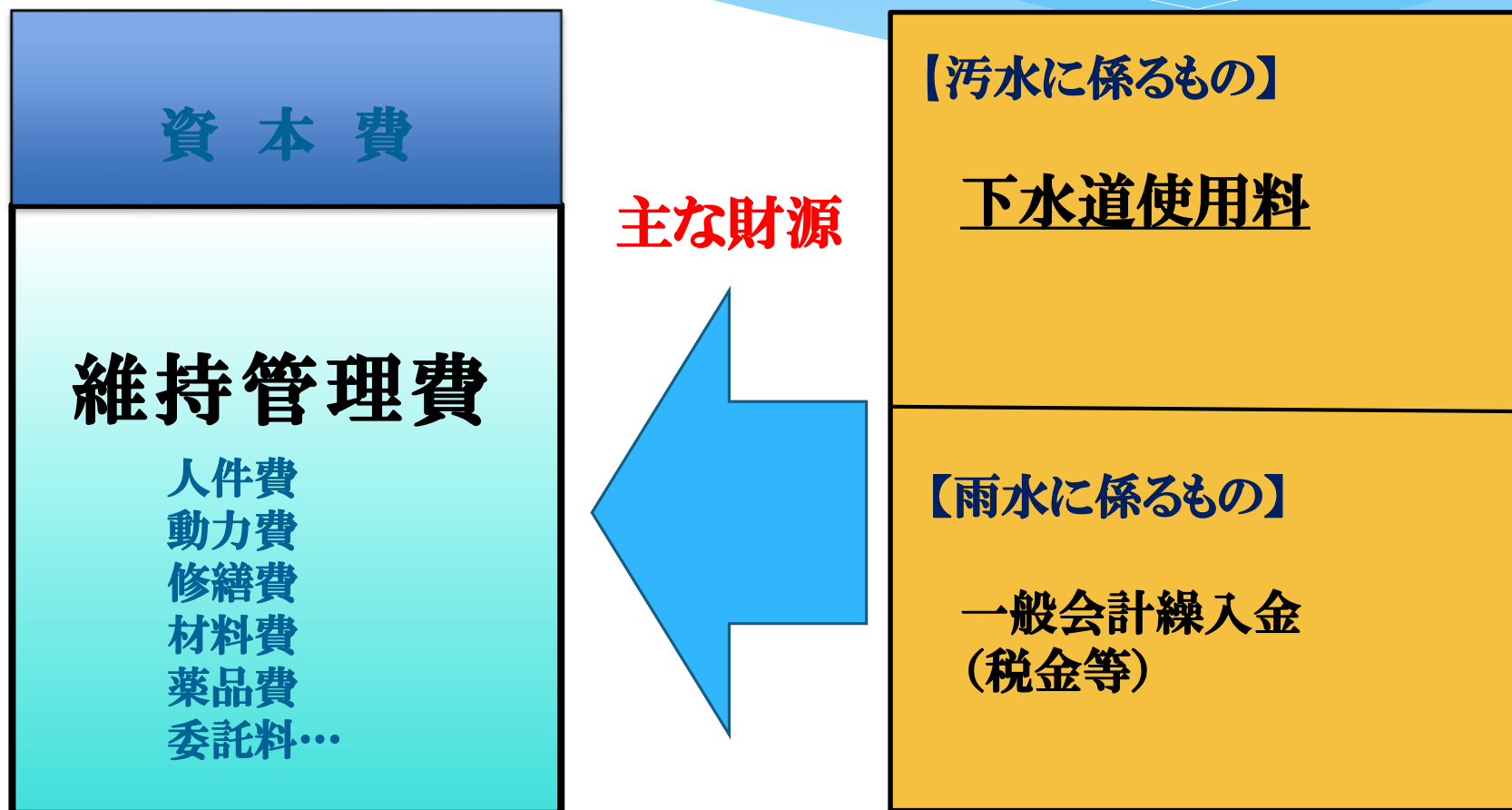
既存の下水道施設
の維持管理経費
(日常的な処理経費)



管理運営費のうち、資本費の財源



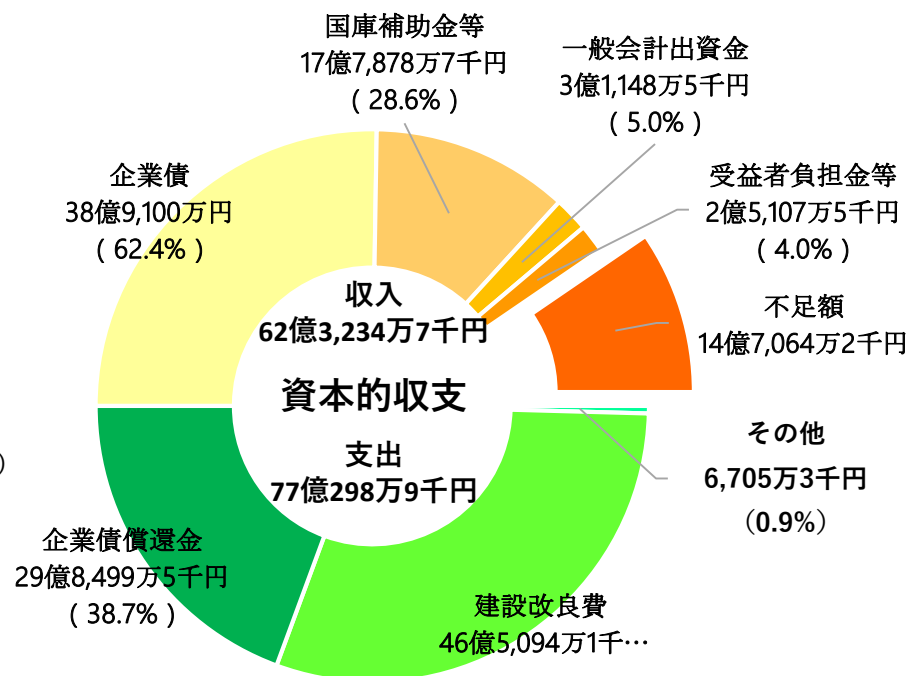
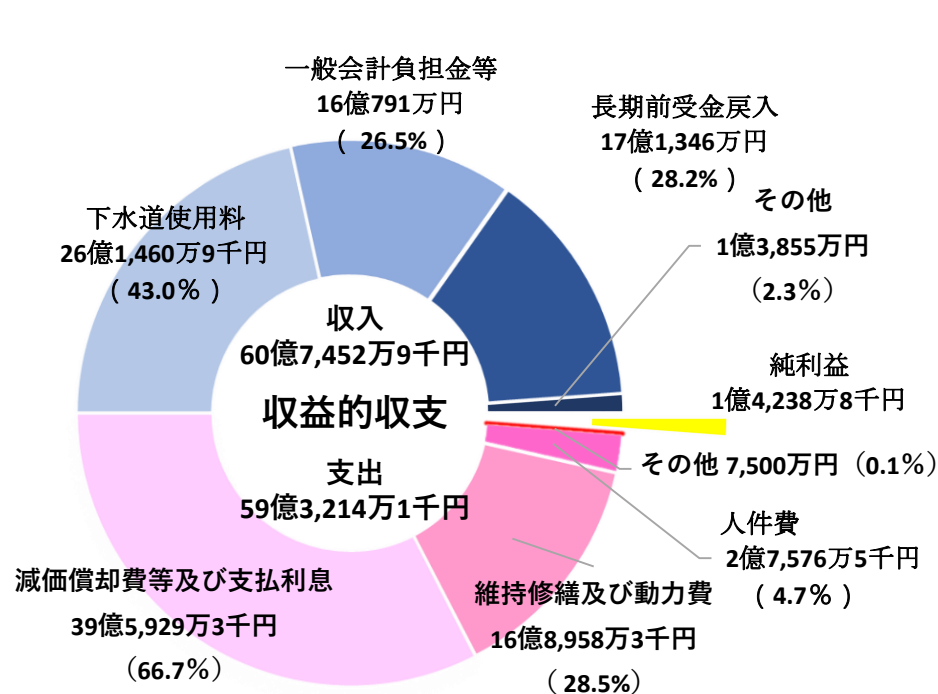
管理運営費のうち、維持管理費の財源



令和7年度 米子市下水道事業の予算の概要

令和7年度米子市下水道事業会計の当初予算総額は、収益的収支では、収入60億7,452万9千円、支出59億3,214万1千円、純利益は1億4,238万8千円を見込んでいます。また、資本的収支では、収入62億3,234万7千円、支出77億298万9千円を見込んでいます。

※資本的収入が支出に対して不足する額は、補てん財源（収益的収支において当年度に留保する予定の現金等）で補てんします。



投資・財政計画（収支計画）

収益の収支（下水道事業会計全体）

※使用料改定無し

（単位：千円、％）

区分		年度	令和4年度 （決算）	令和5年度 （決算）	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
収益	1. 営業収益 (A)	1. 営業収益 (A)	2,838,624	2,921,301	2,894,638	3,034,109	2,995,115	3,035,683	3,052,650	3,047,712	3,044,978	3,040,231	3,034,522	3,043,566
		(1) 使用料収入	2,362,579	2,352,300	2,345,575	2,376,917	2,358,993	2,357,226	2,349,465	2,333,769	2,318,198	2,302,749	2,287,421	2,272,213
		(2) 他会計負担金	468,694	561,017	541,003	642,230	628,100	641,509	665,151	672,753	682,393	688,565	698,769	708,453
		(3) し尿処理受託料				6,375			797	4,418	7,327	11,567	12,758	27,030
		(4) 受託工事収益 (B)												
	2. 営業外収益	(5) その他	7,351	7,984	8,060	8,587	8,022	36,948	37,237	36,772	37,060	37,350	35,574	35,870
		2. 営業外収益	2,530,339	2,531,907	2,596,912	2,681,722	2,534,503	2,561,234	2,613,058	2,681,200	2,645,343	2,662,003	2,674,832	2,687,258
		(1) 補助金	879,570	890,416	979,956	965,680	894,827	927,559	918,778	937,862	961,095	982,218	988,484	1,007,282
		他会計補助金	853,070	871,166	924,471	939,680	894,827	927,559	918,778	937,862	961,095	982,218	988,484	1,007,282
		その他補助金	26,500	19,250	55,485	26,000								
収益	2. 営業外収益	(2) 長期前受金戻入	1,647,851	1,627,187	1,615,592	1,713,460	1,637,586	1,631,585	1,692,190	1,741,248	1,682,158	1,677,695	1,684,258	1,677,886
		(3) その他	2,918	14,304	1,364	2,582	2,090	2,090	2,090	2,090	2,090	2,090	2,090	2,090
		経常収益 (C)	5,368,963	5,453,208	5,491,550	5,715,831	5,529,618	5,596,917	5,665,708	5,728,912	5,690,321	5,702,234	5,709,354	5,730,824
	1. 営業費用	1. 営業費用	4,731,969	4,942,057	5,049,650	5,272,192	5,254,513	5,292,599	5,413,523	5,500,039	5,463,156	5,533,851	5,616,190	5,668,326
		(1) 職員給与費	294,289	274,242	247,858	270,844	287,312	279,404	282,199	276,717	279,486	282,282	285,106	287,961
		基本給	154,259	138,166	123,012	140,536	137,839	133,789	135,128	132,348	133,671	135,006	136,355	137,721
		退職給付費引当金繰入額	16,305	13,910	12,714	11,894	12,013	12,133	12,254	12,377	12,501	12,626	12,752	12,880
		その他	123,725	122,166	112,132	118,414	137,460	133,482	134,817	131,992	133,314	134,650	135,999	137,360
		(2) 経費	1,177,267	1,404,493	1,516,622	1,530,296	1,612,833	1,642,802	1,675,326	1,691,252	1,704,857	1,743,834	1,788,131	1,820,000
	2. 営業外費用	動力費	251,950	208,058	239,606	245,201	250,105	255,106	260,208	257,912	257,852	263,009	259,641	264,834
		修繕費	158,383	155,875	141,913	152,540	151,708	153,988	158,269	154,059	153,803	163,254	168,634	169,578
		材料費	1,002	823	1,021	1,022	1,042	1,063	1,084	1,106	1,128	1,151	1,174	1,197
		委託料	637,342	940,265	937,254	894,787	970,141	989,543	1,009,334	1,029,521	1,040,466	1,061,275	1,101,618	1,123,649
		その他	128,590	99,472	196,828	236,746	239,837	243,102	246,431	248,654	251,608	255,145	257,064	260,742
支出	3. 減価償却費・資産除却費	(3) 減価償却費・資産除却費	3,260,413	3,263,322	3,285,170	3,471,052	3,354,368	3,370,393	3,455,998	3,532,070	3,478,813	3,507,735	3,542,953	3,560,365
		2. 営業外費用	466,918	448,657	493,020	488,978	461,877	476,017	481,366	487,493	492,808	508,328	533,232	546,849
		(1) 支払利息	463,912	446,818	489,106	488,241	457,805	471,864	477,130	483,172	488,401	503,833	528,647	542,172
		(2) その他	3,006	1,839	3,914	737	4,072	4,153	4,236	4,321	4,407	4,495	4,585	4,677
		経常費用 (D)	5,198,887	5,390,714	5,542,670	5,761,170	5,716,390	5,768,616	5,894,889	5,987,532	5,955,964	6,042,179	6,149,422	6,215,175
	経常損益 (C)-(D) (E)	経常損益 (C)-(D) (E)	170,076	62,494	△ 51,120	△ 45,339	△ 186,772	△ 171,699	△ 229,181	△ 258,620	△ 265,643	△ 339,945	△ 440,068	△ 484,351
		特別利益 (F)	1	84	16	10	3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,450	3,400	3,400
		特別損失 (G)	3,612	803	3,500	3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,450	△ 3,400	△ 3,400
		特別損益 (F)-(G) (H)	△ 3,611	△ 719	△ 3,484	△ 3,490	△ 190,272	△ 175,199	△ 232,681	△ 262,120	△ 269,143	△ 343,395	△ 443,468	△ 487,751
		当年度純利益（又は純損失） (E)+(H)	166,465	61,775	△ 54,604	△ 48,829	885,053	709,854	477,173	215,053	△ 54,090	△ 397,485	△ 840,953	△ 1,328,704
流動	流動資産 (J)	繰越利益剰余金又は累積欠損金 (I)	1,116,984	1,178,758	1,124,154	1,075,325	4,184,528	3,762,343	3,125,112	2,163,462	1,690,351	1,288,233	598,539	46,478
		うち未収金	364,764	306,924	410,476	415,960	412,824	412,515	411,156	408,410	405,685	402,981	400,299	397,637
		流動負債 (K)	4,478,771	5,195,137	4,553,826	4,739,658	4,831,749	4,872,807	4,690,685	4,186,751	4,037,710	4,047,950	3,868,002	3,825,455
		うち建設改良費分	3,011,666	3,016,216	2,984,995	2,967,807	2,892,693	2,935,485	2,900,812	2,725,096	2,508,671	2,379,163	2,328,678	2,226,542
		うち一時借入金												
	流動負債 (K)	うち未払金	1,433,513	2,143,780	1,568,831	1,771,851	1,939,056	1,937,322	1,814,656	1,440,855	1,493,382	1,544,209	1,403,673	1,440,337
		累積欠損金比率 ((I) / (A)-(B)) ×100)									△ 2	△ 13	△ 28	△ 44
		地方財政法施行令第15条第1項により算定した資金の不足額 (L)												1,552,435
		営業収益－受託工事収益 (A)-(B) (M)	2,838,624	2,921,301	2,894,638	3,034,109	2,995,115	3,035,683	3,052,650	3,047,712	3,044,978	3,040,231	3,034,522	3,043,566
		地方財政法による資金不足の比率 ((L) / (M) ×100)												51
健全化	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)	健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額 (N)												
		健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額 (O)												2,460,091
		健全化法施行令第17条により算定した事業の規模 (P)	2,838,624	2,921,301	2,894,638	3,034,109	2,995,115	3,035,683	3,052,650	3,047,712	3,044,978	3,040,231	3,034,522	3,043,566
		健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) ×100)												
	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) ×100)	健全化法第22条により算定した資金不足比率 ((N) / (P) ×100)												

投資・財政計画（収支計画）

資本的収支（下水道事業会計全体）

※使用料改定無し

（単位：千円）

年 度			令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分														
資本的 収入	資本的 収入	1. 企業債	3,239,200	3,373,200	3,764,600	3,891,000	3,784,800	2,720,500	2,403,300	1,888,400	1,946,100	1,940,000	1,394,200	1,392,700
		うち資本費平準化債	836,100	827,200	1,240,100	1,187,700	523,700	454,400	490,600	443,800	376,400	327,000	208,700	174,300
		2. 他会計出資金	307,435	308,937	308,212	311,485	321,684	326,618	310,909	280,312	248,203	227,577	210,748	191,980
		3. 他会計補助金												
		4. 他会計負担金												
		5. 他会計借入金												
		6. 国（都道府県）補助金	982,583	826,581	932,402	1,778,372	1,978,000	2,915,850	2,577,719	1,122,880	1,229,197	1,317,004	903,336	949,732
		7. 固定資産売却代金				41								
		8. 受益者負担金	139,834	163,328	155,819	179,668	114,570	114,570	64,000	46,000	27,000	10,000	7,500	7,500
		9. 工事負担金				4,313								
		10. その他	67,455	87,926	72,111	67,468	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696
		計 (A)	4,736,507	4,759,972	5,233,144	6,232,347	6,270,750	6,149,234	5,427,624	3,409,288	3,522,196	3,566,277	2,587,480	2,613,608
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
		純計 (A)-(B) (C)	4,736,507	4,759,972	5,233,144	6,232,347	6,270,750	6,149,234	5,427,624	3,409,288	3,522,196	3,566,277	2,587,480	2,613,608
資本的 支出	資本的 支出	1. 建設改良費	3,466,052	3,512,240	3,673,442	4,650,941	5,259,988	5,168,906	4,466,135	2,553,331	2,778,554	2,925,500	2,101,006	2,196,687
		うち管路建設費	2,792,337	3,016,546	2,786,419	3,328,680	2,621,180	1,183,078	1,231,029	848,567	1,249,347	1,169,104	766,858	805,039
		うちポンプ場・処理場建設費	553,854	370,987	750,001	1,195,444	2,510,420	3,864,411	3,120,386	1,588,788	1,420,139	1,646,124	1,222,657	1,278,924
		うち職員給与費	112,761	116,859	126,178	116,308	117,472	110,707	103,796	104,834	97,703	98,680	99,667	100,664
		うちその他	7,100	7,848	10,844	10,509	10,916	10,710	10,924	11,142	11,365	11,592	11,824	12,060
		2. 企業債償還金	2,932,617	3,014,965	3,021,621	2,984,995	2,967,807	2,892,693	2,935,485	2,900,812	2,725,096	2,508,671	2,379,163	2,328,678
		3. 他会計長期借入返還金												
		4. 他会計への支出金												
		5. その他	58,570	56,000	71,696	67,053	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696
		計 (D)	6,457,239	6,583,205	6,766,759	7,702,989	8,299,491	8,133,295	7,473,316	5,525,839	5,575,346	5,505,867	4,551,865	4,597,061
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,720,732	1,823,233	1,533,615	1,470,642	2,028,741	1,984,061	2,045,692	2,116,551	2,053,150	1,939,590	1,964,385	1,983,453
	補填財源	1. 過年度損益勘定留保資金	731,841	751,193	662,867	881,726	1,253,338	1,015,995	842,184	627,714	366,237	171,076	117,417	61,656
		2. 当年度損益勘定留保資金	861,369	973,270	787,852	504,254	700,787	896,624	1,136,094	1,424,585	1,625,579	1,712,623	1,797,039	1,876,576
		3. 利益剰余金処分量												
		4. 繰越工事資金												
		5. 消費税等資本的収支調整額	127,522	98,770	82,896	84,662	74,616	71,442	67,414	64,252	61,334	55,891	49,929	45,221
		計 (F)	1,720,732	1,823,233	1,533,615	1,470,642	2,028,741	1,984,061	2,045,692	2,116,551	2,053,150	1,939,590	1,964,385	1,983,453
		補填財源不足額 (E)-(F)												
		他会計借入金残高 (G)												
		企業債残高 (H)	41,436,093	41,812,027	42,555,006	43,461,011	44,278,004	44,105,811	43,573,626	42,561,214	41,782,218	41,213,547	40,228,584	39,292,606

○他会計繰入金（下水道事業会計全体）

（単位：千円）

年 度		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
区 分													
収 益 的	収 支 分	1,321,764	1,432,182	1,465,474	1,581,910	1,522,927	1,569,068	1,583,929	1,610,615	1,643,488	1,670,783	1,687,253	1,715,735
	うち基準内繰入金	1,191,732	1,332,182	1,365,016	1,480,954	1,421,695	1,467,836	1,482,697	1,509,385	1,542,265	1,569,574	1,586,058	1,614,554
	うち基準外繰入金	130,032	100,000	100,458	100,956	101,232	101,232	101,232	101,230	101,223	101,209	101,195	101,181
資 本 的	収 支 分	307,435	308,938	308,212	309,654	321,684	326,618	310,909	280,312	248,203	227,577	210,748	191,980
	うち基準内繰入金	307,435	308,938	308,212	309,654	321,684	326,618	310,909	280,312	248,203	227,577	210,748	191,980
	うち基準外繰入金												
合 計		1,629,199	1,741,120	1,773,686	1,891,564	1,844,611	1,895,686	1,894,838	1,890,927	1,891,691	1,898,360	1,898,001	1,907,715

投資・財政計画（収支計画）

収益の収支（下水道事業会計全体）

※使用料改定有り（R9：15%増、R12：7%増）

（単位：千円、％）

年 度			令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度	
区 分							
収 益	的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)	2,838,624	2,921,301	2,894,638	3,034,109	
		(1) 使 用 料 収 入	2,362,579	2,352,300	2,345,575	2,376,917	
		(2) 他 会 計 負 担 金	468,694	561,017	541,003	642,230	
		(3) し 尿 処 理 受 託 料				6,375	
		(4) 受 託 工 事 収 益 (B)					
	益 収 入	(5) そ の 他	7,351	7,984	8,060	8,587	
		2. 営 業 外 収 益	2,530,339	2,531,907	2,596,912	2,681,722	
		(1) 補 助 金	879,570	890,416	979,956	965,680	
		他 会 計 補 助 金	853,070	871,166	924,471	939,680	
		そ の 他 補 助 金	26,500	19,250	55,485	26,000	
的 収 益	支 出	(2) 長 期 前 受 金 戻 入	1,647,851	1,627,187	1,615,592	1,713,460	
		(3) そ の 他	2,918	14,304	1,364	2,582	
		経 常 収 益 (C)	5,368,963	5,453,208	5,491,550	5,715,831	
		1. 営 業 費 用	4,731,969	4,942,057	5,049,650	5,272,192	
		(1) 職 員 給 与 費	294,289	274,242	247,858	270,844	
	支 出	的 支 出	基 本 給	154,259	138,166	123,012	140,536
			退 職 給 付 費 引 当 金 繰 入 額	16,305	13,910	12,714	11,894
			そ の 他	123,725	122,166	112,132	118,414
			(2) 経 費	1,177,267	1,404,493	1,516,622	1,530,296
			動 力 費	251,950	208,058	239,606	245,201
支 出		修 繕 費	158,383	155,875	141,913	152,540	
		材 料 費	1,002	823	1,021	1,022	
		委 託 料	637,342	940,265	937,254	894,787	
		そ の 他	128,590	99,472	196,828	236,746	
		(3) 減 価 償 却 費 ・ 資 産 除 却 費	3,260,413	3,263,322	3,285,170	3,471,052	
的 支 出	支 出	2. 営 業 外 費 用	466,918	448,657	493,020	488,978	
		(1) 支 払 利 息	463,912	446,818	489,106	488,241	
		(2) そ の 他	3,006	1,839	3,914	737	
		経 常 費 用 (D)	5,198,887	5,390,714	5,542,670	5,761,170	
		経 常 損 益 (C)-(D) (E)	170,076	62,494	△ 51,120	△ 45,339	
特 別 利 益 (F)		1	84	16	10		
特 別 損 失 (G)		3,612	803	3,500	3,500		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		△ 3,611	△ 719	△ 3,484	△ 3,490		
当 年 度 純 利 益（又 は 純 損 失）(E)+(H)		166,465	61,775	△ 54,604	△ 48,829		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		1,116,984	1,178,758	1,124,154	1,075,325		
流 入	流 入	資 産 (J)	3,789,771	4,572,003	4,078,413	4,519,554	
		う ち 未 収 金	364,764	306,924	410,476	415,960	
流 入	流 入	負 債 (K)	4,478,771	5,195,137	4,553,826	4,739,658	
		う ち 建 設 改 良 費 分	3,011,666	3,016,216	2,984,995	2,967,807	
		う ち 一 時 借 入 金					
		う ち 未 払 金	1,433,513	2,143,780	1,568,831	1,771,851	
累 積 欠 損 金 比 率（ $\frac{(I)}{(A)-(B)} \times 100$ ）							
地 方 財 政 法 施 行 令 第 15 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (L)							
営 業 収 益 － 受 託 工 事 収 益 (A)-(B) (M)		2,838,624	2,921,301	2,894,638	3,034,109		
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率（ $(L) / (M) \times 100$ ）							
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (N)							
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (O)							
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (P)		2,838,624	2,921,301	2,894,638	3,034,109		
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率（ $(N) / (P) \times 100$ ）							

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
2,995,115	3,389,267	3,405,070	3,397,778	3,579,323	3,571,014	3,561,772	3,567,311
2,358,993	2,710,810	2,701,885	2,683,835	2,852,543	2,833,532	2,814,671	2,795,958
628,100	641,509	665,151	672,753	682,393	688,565	698,769	708,453
		797	4,418	7,327	11,567	12,758	27,030
8,022	36,948	37,237	36,772	37,060	37,350	35,574	35,870
2,534,503	2,561,234	2,613,058	2,681,200	2,645,343	2,662,003	2,674,832	2,687,258
894,827	927,559	918,778	937,862	961,095	982,218	988,484	1,007,282
894,827	927,559	918,778	937,862	961,095	982,218	988,484	1,007,282
1,637,586	1,631,585	1,692,190	1,741,248	1,682,158	1,677,695	1,684,258	1,677,886
2,090	2,090	2,090	2,090	2,090	2,090	2,090	2,090
5,529,618	5,950,501	6,018,128	6,078,978	6,224,666	6,233,017	6,236,604	6,254,569
5,254,513	5,292,599	5,413,523	5,500,039	5,463,156	5,533,851	5,616,190	5,668,326
287,312	279,404	282,199	276,717	279,486	282,282	285,106	287,961
137,839	133,789	135,128	132,348	133,671	135,006	136,355	137,721
12,013	12,133	12,254	12,377	12,501	12,626	12,752	12,880
137,460	133,482	134,817	131,992	133,314	134,650	135,999	137,360
1,612,833	1,642,802	1,675,326	1,691,252	1,704,857	1,743,834	1,788,131	1,820,000
250,105	255,106	260,208	257,912	257,852	263,009	259,641	264,834
151,708	153,988	158,269	154,059	153,803	163,254	168,634	169,578
1,042	1,063	1,084	1,106	1,128	1,151	1,174	1,197
970,141	989,543	1,009,334	1,029,521	1,040,466	1,061,275	1,101,618	1,123,649
239,837	243,102	246,431	248,654	251,608	255,145	257,064	260,742
3,354,368	3,370,393	3,455,998	3,532,070	3,478,813	3,507,735	3,542,953	3,560,365
461,877	476,017	481,366	487,493	492,808	508,328	533,232	546,849
457,805	471,864	477,130	483,172	488,401	503,833	528,647	542,172
4,072	4,153	4,236	4,321	4,407	4,495	4,585	4,677
5,716,390	5,768,616	5,894,889	5,987,532	5,955,964	6,042,179	6,149,422	6,215,175
△ 186,772	181,885	123,239	91,446	268,702	190,838	87,182	39,394
3,500	3,500	3,500	3,500	3,500	3,450	3,400	3,400
△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,500	△ 3,450	△ 3,400	△ 3,400
△ 190,272	178,385	119,739	87,946	265,202	187,388	83,782	35,994
885,053	1,063,438	1,183,177	1,271,123	1,536,325	1,723,713	1,807,495	1,843,489
4,184,528	4,115,927	3,831,116	3,219,532	3,280,766	3,409,431	3,246,987	3,218,671
412,824	474,392	472,830	469,671	499,195	495,868	492,567	489,293
4,831,749	4,872,807	4,690,685	4,186,751	4,037,710	4,047,950	3,868,002	3,825,455
2,892,693	2,935,485	2,900,812	2,725,096	2,508,671	2,379,163	2,328,678	2,226,542
1,939,056	1,937,322	1,814,656	1,440,855	1,493,382	1,544,209	1,403,673	1,440,337
2,995,115	3,389,267	3,405,070	3,397,778	3,579,323	3,571,014	3,561,772	3,567,311
2,995,115	3,389,267	3,405,070	3,397,778	3,579,323	3,571,014	3,561,772	3,567,311

投資・財政計画（収支計画）

資本的収支（下水道事業会計全体）

※使用料改定有り（R9：15%増、R12：7%増）

（単位：千円）

区 分		年 度	令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度
資本的 収入	資本的 収入	1. 企業債	3,239,200	3,373,200	3,764,600	3,891,000
		うち資本費平準化債	836,100	827,200	1,240,100	1,187,700
		2. 他会計出資金	307,435	308,937	308,212	311,485
		3. 他会計補助金				
		4. 他会計負担金				
		5. 他会計借入金				
		6. 国（都道府県）補助金	982,583	826,581	932,402	1,778,372
		7. 固定資産売却代金				41
		8. 受益者負担金	139,834	163,328	155,819	179,668
		9. 工事負担金				4,313
		10. その他	67,455	87,926	72,111	67,468
		計 (A)	4,736,507	4,759,972	5,233,144	6,232,347
		(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)				
		純計 (A)-(B) (C)	4,736,507	4,759,972	5,233,144	6,232,347
資本的 支出	資本的 支出	1. 建設改良費	3,466,052	3,512,240	3,673,442	4,650,941
		うち管路建設費	2,792,337	3,016,546	2,786,419	3,328,680
		うちポンプ場・処理場建設費	553,854	370,987	750,001	1,195,444
		うち職員給与費	112,761	116,859	126,178	116,308
		うちその他	7,100	7,848	10,844	10,509
		2. 企業債償還金	2,932,617	3,014,965	3,021,621	2,984,995
		3. 他会計長期借入返還金				
		4. 他会計への支出金				
		5. その他	58,570	56,000	71,696	67,053
		計 (D)	6,457,239	6,583,205	6,766,759	7,702,989
		資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	1,720,732	1,823,233	1,533,615	1,470,642
	補填財源	1. 過年度損益勘定留保資金	731,841	751,193	662,867	881,726
		2. 当年度損益勘定留保資金	861,369	973,270	787,852	504,254
		3. 利益剰余金処分量				
		4. 繰越工事資金				
		5. 消費税等資本的収支調整額	127,522	98,770	82,896	84,662
		計 (F)	1,720,732	1,823,233	1,533,615	1,470,642
		補填財源不足額 (E)-(F)				
		他会計借入金残高 (G)				
		企業債残高 (H)	41,436,093	41,812,027	42,555,006	43,461,011

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
3,784,800	2,720,500	2,403,300	1,888,400	1,946,100	1,940,000	1,394,200	1,392,700
523,700	454,400	490,600	443,800	376,400	327,000	208,700	174,300
321,684	326,618	310,909	280,312	248,203	227,577	210,748	191,980
1,978,000	2,915,850	2,577,719	1,122,880	1,229,197	1,317,004	903,336	949,732
114,570	114,570	64,000	46,000	27,000	10,000	7,500	7,500
71,696	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696
6,270,750	6,149,234	5,427,624	3,409,288	3,522,196	3,566,277	2,587,480	2,613,608
6,270,750	6,149,234	5,427,624	3,409,288	3,522,196	3,566,277	2,587,480	2,613,608
5,259,988	5,168,906	4,466,135	2,553,331	2,778,554	2,925,500	2,101,006	2,196,687
2,621,180	1,183,078	1,231,029	848,567	1,249,347	1,169,104	766,858	805,039
2,510,420	3,864,411	3,120,386	1,588,788	1,420,139	1,646,124	1,222,657	1,278,924
117,472	110,707	103,796	104,834	97,703	98,680	99,667	100,664
10,916	10,710	10,924	11,142	11,365	11,592	11,824	12,060
2,967,807	2,892,693	2,935,485	2,900,812	2,725,096	2,508,671	2,379,163	2,328,678
71,696	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696	71,696
8,299,491	8,133,295	7,473,316	5,525,839	5,575,346	5,505,867	4,551,865	4,597,061
2,028,741	1,984,061	2,045,692	2,116,551	2,053,150	1,939,590	1,964,385	1,983,453
1,253,338	1,015,995	877,542	698,314	471,843	330,117	329,537	326,501
700,787	861,266	1,065,494	1,318,979	1,466,538	1,500,503	1,532,194	1,559,356
74,616	106,800	102,656	99,258	114,769	108,970	102,654	97,596
2,028,741	1,984,061	2,045,692	2,116,551	2,053,150	1,939,590	1,964,385	1,983,453
44,278,004	44,105,811	43,573,626	42,561,214	41,782,218	41,213,547	40,228,584	39,292,606

○他会計繰入金（下水道事業会計全体）

（単位：千円）

区 分 \ 年 度		令和4年度 (決算)	令和5年度 (決算)	令和6年度	令和7年度
収 益 的 収 支 分		1,321,764	1,432,182	1,465,474	1,581,910
	うち基準内繰入金	1,191,732	1,332,182	1,365,016	1,480,954
	うち基準外繰入金	130,032	100,000	100,458	100,956
資 本 的 収 支 分		307,435	308,938	308,212	309,654
	うち基準内繰入金	307,435	308,938	308,212	309,654
	うち基準外繰入金				
合 計		1,629,199	1,741,120	1,773,686	1,891,564

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度	令和15年度
1,522,927	1,569,068	1,583,929	1,610,615	1,643,488	1,670,783	1,687,253	1,715,735
1,421,695	1,467,836	1,482,697	1,509,385	1,542,265	1,569,574	1,586,058	1,614,554
101,232	101,232	101,232	101,230	101,223	101,209	101,195	101,181
321,684	326,618	310,909	280,312	248,203	227,577	210,748	191,980
321,684	326,618	310,909	280,312	248,203	227,577	210,748	191,980
1,844,611	1,895,686	1,894,838	1,890,927	1,891,691	1,898,360	1,898,001	1,907,715

下水道使用料等算定作業の流れ

前提：下水道使用料等の原則

下水道法

第20条第2項(使用料)

使用料は、次の原則によって定めなければならない。

- 一 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- 二 能率的な管理の下における適正な原価をこえないものであること。
- 三 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 四 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと。

地方公営企業法

第17条の2第2項(経費の負担の原則)

2 地方公営企業の特別会計においては、その経費は、前項の規定により地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するもの(※)を除き、当該地方公営企業の経営に伴う収入をもつて充てなければならない。

※当該公営企業の収入を充てることが適当でない経費、能率的な経営を行なつてもなおその収入のみを充てることが客観的に困難と認められる経費

第21条第2項(料金)

2 前項の料金は、公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。

Step 1. 使用料対象経費の算定

▶ 財政計画の策定

- ・整備・管理計画
- ・水量の予測



▶ 使用料算定期間の設定

- ・改定した使用料を適用する期間



▶ 使用料対象経費の算定

- ・管理運営費(維持管理費・資本費)の算定
- ・公費負担とすべき経費(控除額)の算定



▶ 収支過不足の確認

- ・使用料の改定率の目安

Step 2. 使用料体系の設定

▶ 使用料対象経費の分解

- ・資本費
- ・維持管理費



需要家費
固定費
変動費

用語集
又はP.6

▶ 使用者群の区分

- ・水量区分の設定(水量使用料)
- ・水質区分の設定(水質使用料)米子市は無い

▶ 使用料対象経費の配賦

経費の性質に応じて配賦

- ・一般排水と特定排水
- ・需要の変動
- ・水質の負荷

P.5

▶ 使用料体系の設定

- ・基本使用料
- ・従量使用料
- ・水質使用料

使用料体系の種類

	区分	説明	長所	短所
基本体系	水道料金比例制	水道料金の一定割合を下水道使用料とする	使用料の算定が簡単	原価に関係なく算定
	定額使用料制	1世帯当たり又は一人当たりの単価を決め、数を掛けて使用料とする	使用料の算定が簡単	使用者間の公平性が保たれない
	従量使用料制	1m ³ 当たりの単価を決め、排出量を掛けて使用料とする	使用者間の公平性が保たれる	水量が少ないと経費を賄えない
水量に関連した区分	二部使用料制 米子市	定額使用料制と従量使用料制を併用 基本使用料+従量使用料＝下水道使用料	体系が経費の性質に合致。基本使用料があるので収入が安定	基本使用料が高くなり過ぎ、少量使用者の負担が重い
	累進使用料制	従量使用料制で、汚水排出量が増えるほど単価が上がる制度	大量排水の抑制。建設費分担の合理性に叶う	大量排水者が節水する
水質に関連した区分	一般排水と特定排水を区分する制度	一般排水（一般家庭からの排水）と、特定排水（工場等からの排水）を分け、経費を配賦し、使用料を設定する	原因者負担の観点から、使用者間の公平性が保たれる	具体的な基準の設定が難しい
	水質使用料制	排水の水質濃度に応じて使用料を区分する	使用の状態に応じた適正な使用料設定が可能	水質認定事務量の増大
	用途別使用料制 米子市浴場・温泉	使用者の態様や使用目的等によって使用料を区分する	負担能力や目的に応じて使用料の設定が可能	用途区分の設定、原価の差異の説明が難しい

使用料対象経費の基本イメージ

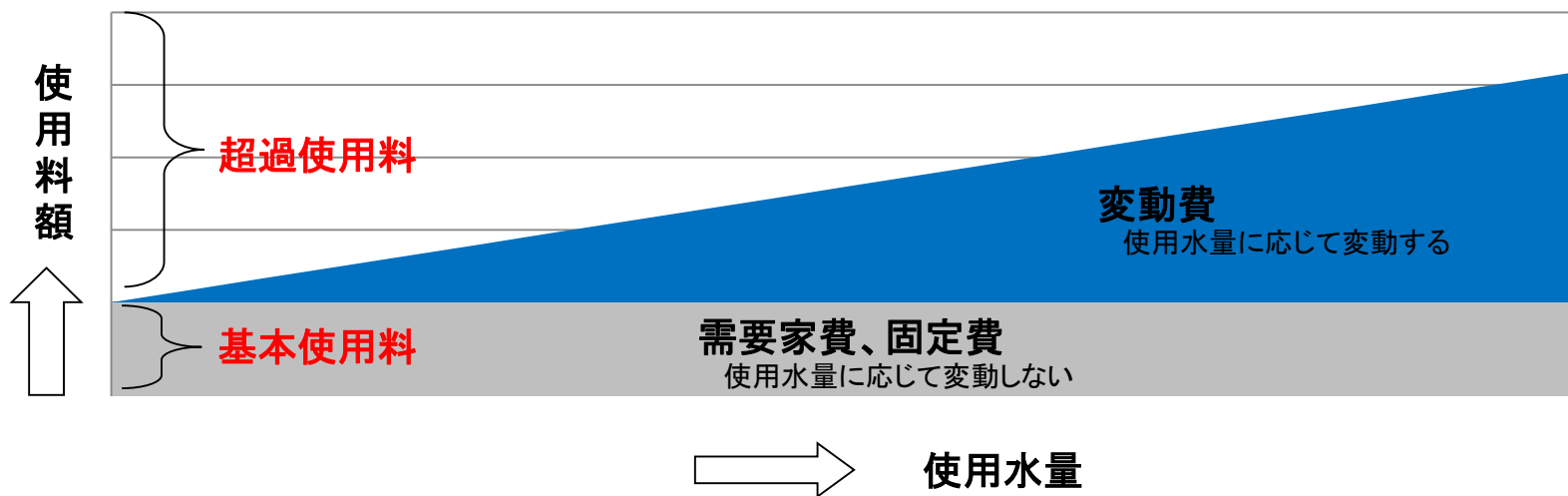
固定的経費
(使用水量に関係しない経費)

需要家費 使用者数に対応して増減する経費
(使用料徴収関係経費(委託料、人件費)、
電算処理委託料 等)

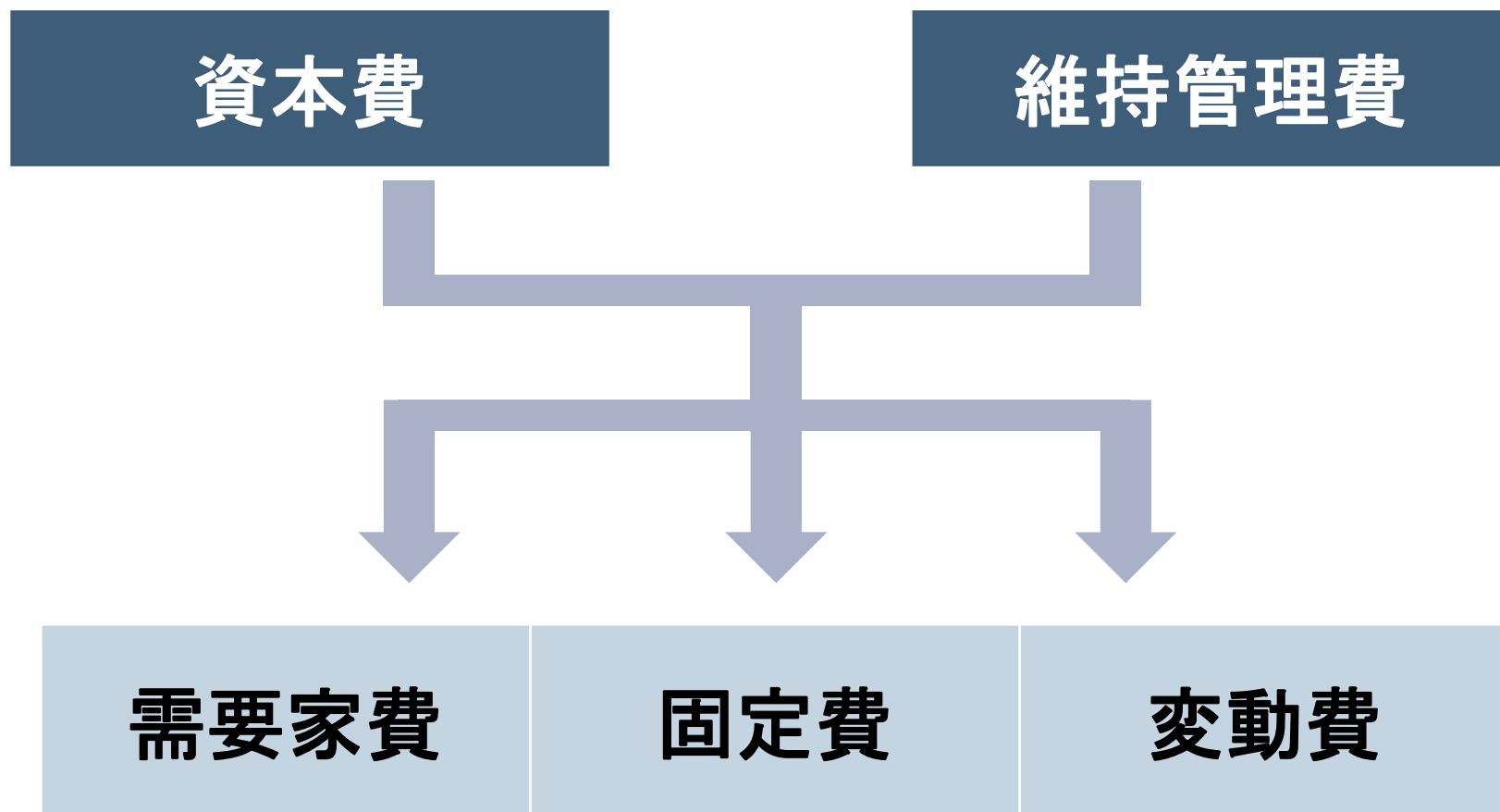
固定費 使用者数、使用水量の多寡に関わりなく、必要な経費
(資本費、施設維持管理に係る人件費 等)

変動的経費
(使用水量に応じて変動する経費)

変動費 使用水量の多寡に応じて変動する経費
(動力費、薬品費 等)



実際に算定：使用料対象経費の分解

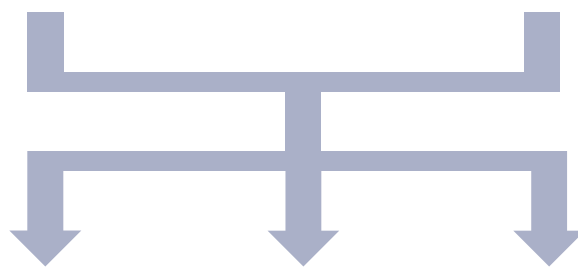


使用料対象経費の分解：米子市の場合

▶ 令和5年度決算ベース (単位: 千円)

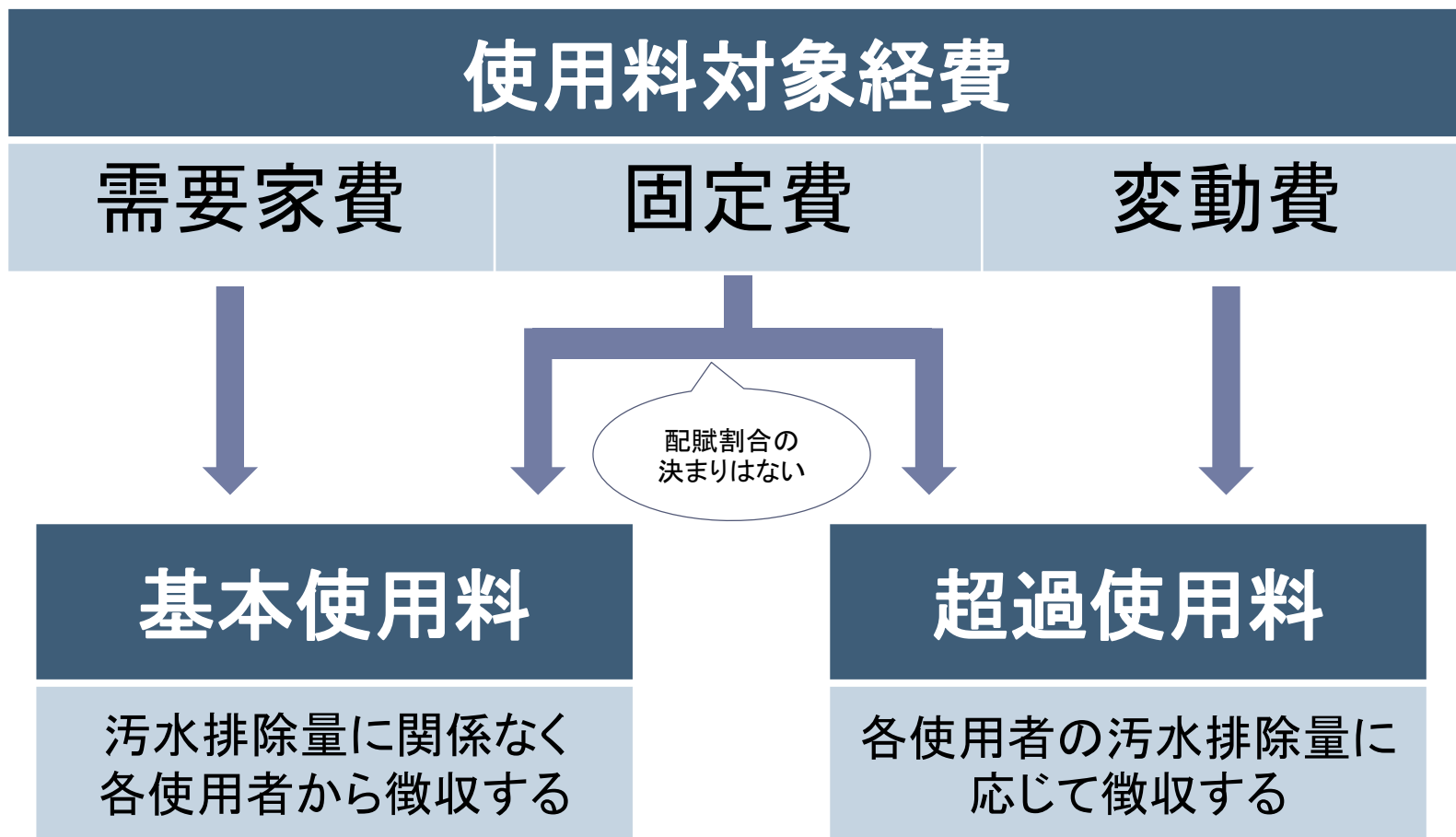
資本費	維持管理費
3,461,784 (67.2%)	1,692,434 (32.8%)

浴場・温泉は料金体系が別なので、その分の経費を抜きます。△74,578千円



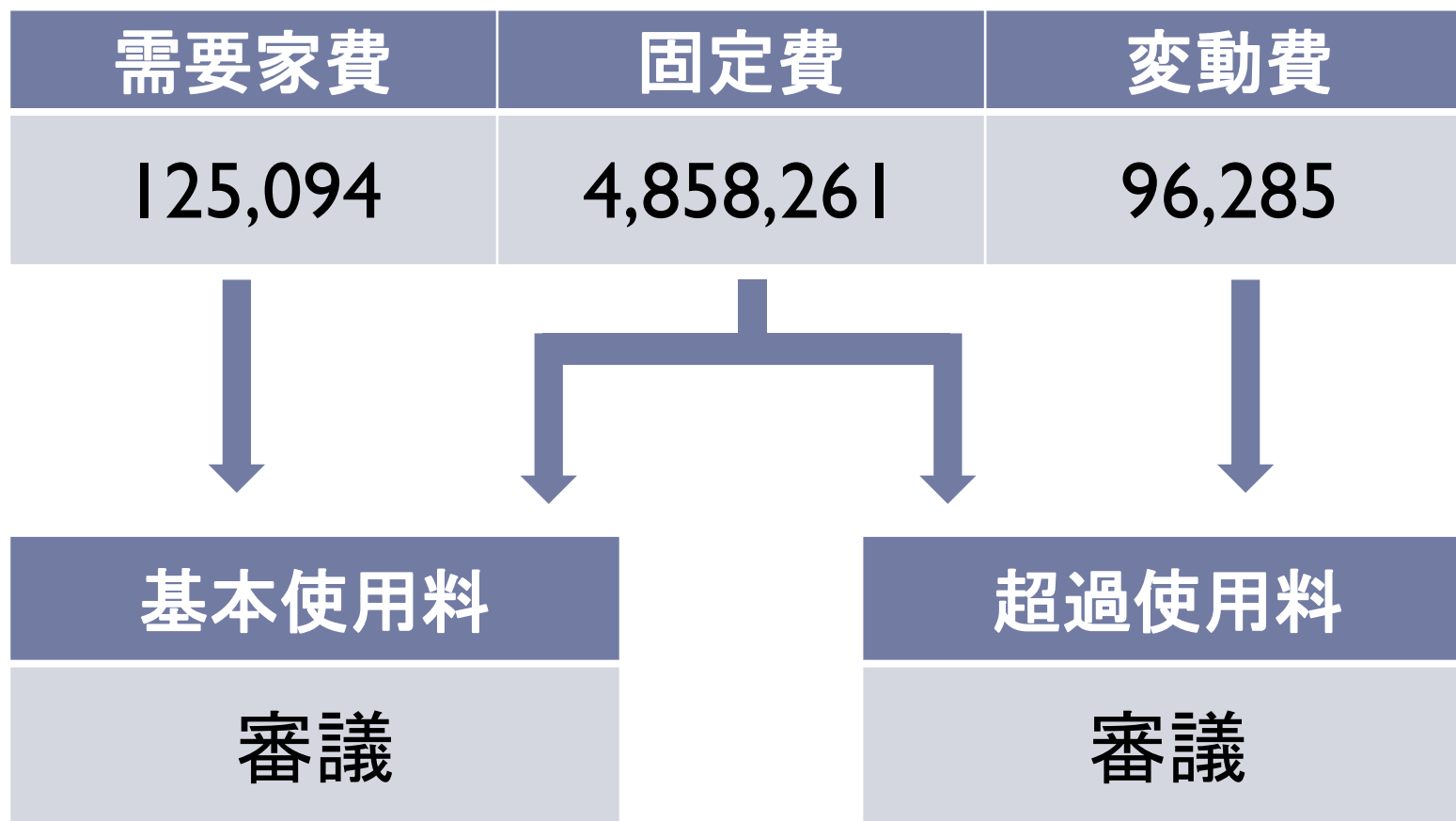
需要家費	固定費	変動費
125,094 (2.5%)	4,858,261 (95.6%)	96,285 (1.9%)

実際に算定：使用料対象経費の配賦



使用料対象経費の配賦：米子市の場合

▶ 令和5年度決算ベース (単位:千円)



下水道事業運営審議会(下水道使用料等改定)スケジュール (案)

年度／月	令和6年度								令和7年度												令和8年度												9年度
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月
上下水道統合																																	
令和6年度第1回審議会																																	
令和6年度第2回審議会																																	
令和6年度第3回審議会																																	
令和7年度第1回～5回審議会																																	
審議会答申																																	
議会報告																																	
条例改正案議会提出																																	
周知期間・住民説明																																	
新料金施行																																	

委員任期

審議会各回の内容 (案)

令和6年度第1回	令和6年8月	○委員委嘱 ○会長、副会長選出 ○下水道事業の概要(整備状況、使用料体系及び使用料算定、R6予算) ○下水道事業の取組(生活排水対策見直し、合併浄化槽切替え、雨水管理総合計画、上下水道統合) ○R6-R7 スケジュール案
令和6年度第2回	令和6年11月	○R5決算状況 ○広報活動 ○污水处理場施設見学
令和6年度第3回	令和7年2月	○下水道事業経営戦略の改定(案)について ○W-PPPについて ○上下水道施設の一体的な耐震化について
令和7年度第1回	令和7年5月	○諮問 ○料金改定の経過説明 ○R7年度予算概要 ○下水道事業の収支計画 ○使用料算定手順について
令和7年度第2回	令和7年8月	○使用料対象経費の財源の見込み ○財政見通し、算定内容について ○使用料の見直し(基本使用料、水量区分、公衆浴場汚水及び温泉汚水)
令和7年度第3回	令和7年10月	○R6年度決算 ○下水道事業の今後の経営見通し ○使用料の見直し(使用料試算、使用料シュミレーション)
令和7年度第4回	令和7年11月	○使用料の見直し(使用料試算、使用料シュミレーション) ○今後のスケジュール(予定)
令和7年度第5回	令和7年2月	○答申案について
答申	令和8年3月	○答申
議会	令和8年5月	○議会報告
議会	令和8年9月	○条例改正案議会提出
料金改定	令和9年4月	○料金改定